

用途別主要防火防災管理関係義務一覧表

建物全体の用途		防火管理者	統括防火管理者 ※ 左右のいずれかに該当するもの	自衛消防組織 防災管理者	統括防災管理者				
(1)項	イ	収容人員 30人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 30人以上	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11階以上で、 延べ面積が10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5階以上10 階以下で、延べ面積が20,000㎡ 以上 ・地階を除く階数が4階以下で、 延べ面積が50,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの				
	ロ								
(2)項	イ								
	ロ								
	ハ								
	ニ								
(3)項	イ								
	ロ								
(4)項									
(5)項	イ					収容人員 50人以上	—	—	—
	ロ								
(6)項	イ	収容人員 30人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 30人以上	管理権原者 が複数いる もので、高 さ31mを 超えるもの	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11階以上で、 延べ面積が10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5階以上10 階以下で、延べ面積が20,000㎡ 以上 ・地階を除く階数が4階以下で、 延べ面積が50,000㎡以上				
	ロ	収容人員 10人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 10人以上						
		ハ	収容人員 30人以上			管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 30人以上			
							ニ		
(7)項	収容人員 50人以上	—	—	—	—				
(8)項									
(9)項	イ	収容人員 30人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 30人以上	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11階以上で、 延べ面積が10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5階以上10 階以下で、延べ面積が20,000㎡ 以上 ・地階を除く階数が4階以下で、 延べ面積が50,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの				
	ロ	収容人員 50人以上	—						
(10)項									
(11)項									
(12)項	イ								
	ロ								
(13)項	イ								
	ロ								
								—	—

建物全体の用途	防火管理者	統括防火管理者 ※ 左右のいずれかに該当するもの	自衛消防組織 防災管理者	統括防災管理者	
(14)項			—	—	
(15)項	収容人員 50人以上	—	管理権原者が複数いる もので、高さ31mを 超えるもの	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11階以上で、 延べ面積が10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5階以上10 階以下で、延べ面積が20,000㎡ 以上 ・地階を除く階数が4階以下で、 延べ面積が50,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの
(16)項	イ	収容人員 30人以上 ※ (6)項口 を含む場合 は10人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数3階以上、収容人員 30人以上 ※ (6)項口を含む場合 は10人以上	次のいずれかに該当するもの ・(1)から(4)、(5)項イ、(6)項から(12) 項まで、(13)項イ、(15)項及び(17)項(以 下「対象用途」という。)が11 階以上にあり、対象用途の床面積 が10,000㎡以上 ・対象用途が5階以上10階以下 にあり、対象用途の床面積が 20,000㎡以上 ・対象用途が4階以下にあり、 対象用途の床面積が50,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの
	ロ	収容人員 50人以上	管理権原者が複数いる もので、地階を除く階 数5階以上、収容人員 50人以上		
(16の2)項	収容人員 30人以上 ※ (6)項口 を含む場合 は10人以上	管理権原者が複数いる もので、消防長又は消 防署長が指定するもの	—	延べ面積が1,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの
(16の3)項	—	管理権原者が複数いる もの	—	—	—
(17)項	収容人員 50人以上	—	管理権原者が複数いる もので、高さ31m を超えるもの	次のいずれかに該当するもの ・地階を除く階数が11階以上で、 延べ面積が10,000㎡以上 ・地階を除く階数が5階以上10 階以下で、延べ面積が20,000㎡ 以上 ・地階を除く階数が4階以下で、 延べ面積が50,000㎡以上	左記で管理 権原者が複 数いるもの

※ その他、(5)項イ、(16)項イ（(5)項イに供される部分を含むものに限る。）は表示マークの申請が可能です。